74

自殺総合対策東京会議

(福祉保健局保健政策部/一般会計)

事	業	開	始	平成	19	年度
事	業	終	期	平成	30	年度

【局評価】

1 どのような経緯で事業を始めたか、何を目指すのか

- 都の自殺者数は、平成10年に急増後、2,500人を超 えて高止まりの状況にあった。
- 平成18年6月の自殺対策基本法の成立等を踏ま え、社会全体で自殺対策の取組を推進するために必 要な検討を行うため、本事業を開始した。
- 自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があるこ とから、関係機関・団体と連携し、総合的な自殺対 策を推進することで、一人ひとりのかけがえのない 命を大切にし、生きやすい・生きがいのある社会の 実現を目指す。

根拠法令等

- ○自殺対策基本法 ○自殺総合対策大綱 ○東京における自殺総合対策の基本的な取組方針

2 どのように取り組み、どのような成果があったか

○ 会議の開催実績

都の自殺の現状、若年層及びハイリスク者等の自 殺対策、地域における自殺未遂者対策等について、 幅広い意見交換を行った。

(単位:回)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
自殺総合対策東京会議	1	1	1
若年層対策分科会	1	2	1
ハイリスク者等対策分科会	1	2	1

3 どのような課題や問題点があったか

- 都の自殺者数は、依然として2,000人を超えてお り、自殺防止に向けた取組を継続していくことが必要 である。
- 30歳代以下の若年層の自殺者の割合が全国よりも高 く、全体の約3割を占めている。また、10代~30代の 死因の第1位は自殺であること、自殺既遂者のうち男 性の1割、女性の3割に未遂歴があることから、引き 続き若年層対策及びハイリスク者対策を重点的に行っ ていく必要がある。
- 平成28年3月の自殺対策基本法の改正により、自殺 対策計画の策定が都道府県及び区市町村に義務付けら れた。自殺総合対策大綱の改正等、国の動向を注視す るとともに、都の自殺の実態を把握した上で、必要な 検討を進めていく必要がある。

4 局として、事業をどうしていきたいか

拡大・充実 見直し・再構築 移管・終了

○ 既存の会議体を見直し、自殺対策計画の策定を行う 部会を新たに設置するとともに、若年層対策分科会及 びハイリスク者等対策分科会を重点施策対策分科会に 統合することで、経費の縮減を図る。

その他

○ 地域自殺対策推進センターを新たに設置し、関係機 関との連携を図りながら、区市町村に対する助言や情 報提供、人材育成研修の実施等、地域の状況に応じた 自殺対策の取組を支援していくとともに、関連施策と の連携を図り、総合的な自殺対策の推進を図る。

45	27年度決算額	485	千円	4	27年度決算額	548	千円
歳入	28年度予算額		千円	成出	28年度予算額	634	千円
	29年度見積額	5, 142	千円		29年度見積額	9, 244	千円

【財務局評価】

5 財務局として、成果や課題などについて、どう考えたか

○ 平成30年度の自殺対策計画の策定に合わせて、国・ 都・区市町村の役割分担や民間団体の一層の活用策を 検討していく必要がある。

6 29年度予算で、どのように対応したか

拡大・充実 見直し・再構築 移管・終了 その他

○ 実態調査の実施により、都内で自殺対策に係る事業 を実施している団体の状況を把握するとともに、既存 の会議体を見直し、経費縮減を図っていることから、 局案のとおり予算を計上する。

歳入	29年度予算額	5, 142 千円
歳出	29年度予算額	9, 244 千円